

習志野東邦会館利用規則(案)

(前文:習志野東邦会館の由来)

昭和 40 年、習志野東邦会館の現在地にあった木造の食堂が焼失し、学生、教職員とも大いに困惑した。しかしその当時、本建築は鶴風寮、体育館、教養 1、2 号館のみという状況で、薬、理両学部教育・研究設備の整備充実が急務であったため、食堂の再建にまでは及ばなかった。そこで薬学部鶴風会が中心となり、理学部鶴風会、医学部鶴風会ならびに法人の賛同を得て、寄付金 3,150 万円(薬 2,780 万円、理 300 万円、医 70 万円)を募り、食堂を兼ねた同窓会館すなわち習志野東邦会館が昭和 43 年 10 月、総工費 5,500 万円で竣工をみた。

(趣旨)

第 1 条 東邦会館は東邦大学の卒業生、教職員、学生、その他関係者の福利厚生のための施設とし、その利用方法その他必要な事項は、習志野東邦会館(2~3 階)運営委員会(以下「委員会」という。)規程第 6 条第 3 号に基づき定めるこの規則によるものとする。

(利用)

第 2 条 会館 2 階 3 階を利用できる者は次の通りとする。

- (1) 東邦大学の卒業生 (2) 東邦大学教職員 (3) 東邦大学学生(原則として宿泊利用は除く)
(4) 東邦大学関係者で委員会委員長(以下「委員長」という。)が利用を認めた者

(利用申込)

第 3 条 利用を希望する者は利用予定日の 6 か月前から予約することができ、1 週間前までに利用申込書に必要事項を記入し申込書を提出するものとする。

- 2 教職員等が業務上必要とした場合には委員長了解の上、利用当日まで申し込みをすることができる。
3 連続した宿泊の利用は 7 泊までとする。ただし、外国の提携大学からの学生や教職員が長期間研究で東邦大学を訪れる場合等委員長が認めた場合はこの限りでない。
4 委員長は公平に申込を取扱い、申込内容が適正であることを確認した場合には利用を許可する。

(利用時間)

第 4 条 2 階の利用時間は午前 9 時より午後 9 時までとし、3 階は午後 3 時より翌日午前 11 時までとする。ただし、連続した宿泊利用の場合、利用最終日の午前 11 時までとする。

(利用料金)

第 5 条 利用料金については、別表の通りとし、利用申込時または利用後速やかに支払うものとする。

(利用基準)

- 第 6 条 利用の許可を得た者(以下「利用者」という。)は利用前に東邦会館事務室または守衛室に申し出るものとする。
2 利用後は室内外を整頓し退出の旨を東邦会館事務室または守衛室に申し出なければならない。
3 利用者がこの規則又は別に定める「習志野東邦会館使用上の注意」に違反したとき若しくは係員の指示に従わないとき及び虚偽の申し込みにより利用したときは、即時退出を求め、以後の利用を禁ずることがある。
4 利用者が故意又は重大な過失により備付器具、備品を損傷又は破損したときは、利用者は弁償の責任を負わなければならない。

(利用取消)

第 7 条 利用申込者が利用を取消す場合、次の通り違約金を支払わなければならない。

- (1) 利用日の前日までは別表に定める利用料金の 20%
(2) 利用日当日の場合は別表に定める利用料金の 50%

(委任)

第 8 条 この規則に定めるものの他必要な事項は委員会において定める。

(附則)

この規則は昭和 44 年 11 月 11 日から施行する
この規則は一部改正のうえ平成 9 年 10 月 13 日から施行する
この規則は一部改正のうえ平成 12 年 11 月 16 日から施行する
この規則は一部改正のうえ令和元年●月●日から施行する

【別表】利用料金表

2 階ホール(1 時間につき)

	9 時~17 時		17 時~21 時	
	会員	非会員	会員	非会員
全室	300 円	400 円	400 円	500 円

3 階

	宿 泊		宿泊以外(1 時間)	
	会員	非会員	会員	非会員
和 室	1,500 円	2,000 円	200 円	300 円
洋 室	2,500 円	3,000 円		

習志野東邦会館使用上の注意

1. 責任者は、利用の前に東邦会館事務室または守衛室にて鍵を受け取ってください。
2階ホールは鍵の貸し出しは行っておりませんので開錠してもらってください。
2. 使用時間は厳守してください。
[2階] 9:00~21:00
[3階] チェックイン 15:00 チェックアウト 11:00
3. 大学構内は全面禁煙です。
4. 天井、壁に貼り紙はできません。(ピン、テープ等厳禁)
5. 使用後は室内外の整理整頓を行い、原状回復をお願いします。
6. ゴミは、①可燃 ②不燃 ③カン ④ビン ⑤ペットボトル の5種類に分別をお願いします。各階または東邦会館1階入り口のゴミ箱をご利用ください。
7. 退出及び外出の際には、窓の施錠、空調機の停止、消灯を確認してください。
8. 使用後は東邦会館事務室または守衛室に申し出てください。
9. 施設、備品を損傷・破損した場合は、直ちに東邦会館事務室または守衛室へ申し出てください。故意または重大な過失による損傷・破損については、利用規則第6条第4項に基づき弁償いただきます。